

↳ 源泉徴収票の書き方

Q : 源泉徴収票が今年度が変わったようですが、どのような点に注意したらいいのでしょうか？

A : 住宅ローン控除を適用する人は、注意が必要です。

【解説】

国税庁は、さきごろ、「税源移譲の実施に伴う給与所得の源泉徴収票の摘要欄の記載について」と題する源泉徴収票の記載要領を公表しました。

税源が国から地方に移譲された関係から、平成18年分以前に住宅ローン控除の適用を受けている者のうち、所得税(国)で控除しきれない住宅ローン控除額等がある者については、20年分以後の住民税(地方)から残額を控除してくれる制度が導入されており、その対象者かどうかは、源泉徴収票で判断できるようになっています。

今回のこの源泉徴収票の記載要領では、この制度の対象者になるかどうかの目安となる住宅借入金等控除特別控除可能額の記載の仕方などが事例で紹介されており、併せて対象物件の居住年月日も記載が必要である旨が載せられています。

ちなみに、この源泉徴収票では、住民税から住宅ローン控除ができる者かどうかの目安はわかりますが、実際にどれだけの税額が控除されるかはわかりませんので、念のため。

